

令和8年度

十日町市奨学生募集要項

【高等学校、高等専門学校、短期大学、大学】

申請受付期間

令和8年1月9日(金)～2月13日(金)

■問合せ先■

十日町市教育委員会 教育総務課庶務係

〒948-0192 十日町市水口沢12番地 川西庁舎内

電話：025-757-3118（直通）

FAX：025-768-3161

1 出願資格

【奨学生（奨学金および入学準備金の貸与を受ける者）】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、大学（短大を含む）及び高等専門学校並びに第 124 条に規定する専修学校（高等課程または専門課程のうち職業に必要な技術の享受を目的とする学科で、修業年限が 2 年以上のものに限る）に進学した者または在学している者であって、次の 2 つすべてを満たす者。なお、出願時に進学先が決定している必要はありません。

※ 通信制の学校等や独自の奨学金制度を持つ学校においては、対象外となることがあります。

（1）願書提出時点で、保護者等が十日町市に住所を有する者

（2）経済的な理由により学資の支弁が困難な者

貸与額算定基準額を基準額で除した係数が 1.5 未満であること（p 5 参照）

※ 離職・疾病・災害等の特別な理由により、願書提出時の所得が令和 7 年度（令和 6 年中）課税所得と比較して著しく減少する場合は教育委員会へご相談ください。

2 奨学金および入学準備金の額 ※奨学金及び入学準備金は無利子です。

学校の種別	奨学金	入学準備金
高等学校	月額 10,000 円	200,000 円
高等専門学校	月額 20,000 円	300,000 円
専修学校	月額 30,000 円	300,000 円
大学（短大を含む）	月額 35,000 円	500,000 円

※入学準備金の応募は、令和 8 年 4 月に入学する者に限ります。（奨学金と併願可）

※入学準備金のみの応募も可能です。

3 採用予定人数

予算の範囲内で貸与者を決定します。

4 出願書類

1	奨学金等貸与願書〈様式第1号〉
2	在学学校長推薦書〈様式第2号〉 <ul style="list-style-type: none">・願書提出時点で既に専修学校または大学（短大を含む）に在籍している場合は、在籍中の学校ではなく、その前の卒業学校へ推薦書を依頼してください。・高等学校卒業程度認定試験合格者は提出不要です。
3	在学学校成績証明書 <ul style="list-style-type: none">・願書提出時点で既に専修学校または大学（短大を含む）に在籍している場合は、在籍中の学校ではなく、その前の卒業学校へ成績証明書を依頼してください。・高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書の写しを提出してください。
4	前住地の市町村が発行する令和7年度(令和6年分)所得課税証明書 ※該当者のみ <u>世帯内に、令和7年1月2日以降に十日町市へ転入した保護者等がいる場合は、その方の分を提出してください。同一生計である保護者等が令和7年1月1日時点で単身赴任等で他市に居住している場合も提出が必要です。</u> ※保護者等の詳細については、p 5を参照してください。

5 貸与期間

採用年度から卒業までの最短修学期間です。

6 貸与方法

● 奨学金

年1回（5月末頃）、指定された奨学生名義の口座に12か月分をまとめて振り込みます。

● 入学準備金

採用時の1回のみ（5月末頃）、指定された奨学生名義の口座に一括で振り込みます。

※なお、貸与中は、毎年度当初に前年度の生活状況報告書と在学証明書を提出していました
だくことになります。

7 出願方法及び貸与の決定

出願必要書類を整えて、教育委員会（川西庁舎内）または子育て支援課（本庁内）に提出してください。郵送でも受け付けますが、できる限り窓口で直接提出してください。

提出書類を審査して奨学生を内定し、3月中旬までに応募者及び推薦学校長へ通知します。なお、内定の合否にかかわらず、提出書類は返却いたしません。

最終的な貸与決定は、内定後に依頼する借用証書等の書類を提出した後となります。
また、貸与を受けるには(※) 連帯保証人が必要です。

(※) 連帯保証人

奨学金の貸与を受けるには、連帯保証人2人を立てる必要があります。

1人は保護者等、1人は十日町市に住所を有し世帯を異にする独立の生計を営む成年者で、返済能力を有する人です。

(市内に適当な人がいないときは、一度、教育委員会へ相談してください。)

※ 連帯保証人（保護者等でない）が十日町市外在住の場合は、出願書類としてその方の所得課税証明書の提出が必要です。

なお、内定後の手続きで、連帯保証人に對し実印の押印と印鑑登録証明書の提出を依頼いたします。

8 他の制度との併給について

十日町市奨学金制度は、他の奨学金制度等を利用していても、貸付けを受けることができます。

ただし、他の制度等が併給を認めていない場合がありますので、ご確認ください。

9 申請受付期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月13日（金）※必着

10 提出先 十日町市教育委員会 教育総務課庶務係

（〒948-0192 十日町市水口沢12番地 川西庁舎内）

または 十日町市本庁舎内 子育て支援課（⑪番窓口）

（〒948-8501 十日町市千歳町三丁目3番地）

11 返還

返還は、当該学校卒業後から始まりますが、1年以内の据え置き期間を設けることができます。

ただし、退学により貸与終了となった場合は、直ちに返還開始となります。

貸与総額に応じて、下表のとおり返還年数が決まります。（返還年数は原則12年以内、本人の希望により一括返還等も可能です）

口座から自動的に引落とす口座振替にて、月賦・半年賦・年賦のいずれかで返還していただきます。

なお、上級学校への進学など特別な事情がある場合は、必要な期間、返還の猶予を受けることができます。

奨学金等貸与総額	返還年数
500,000円以下	5年
500,001円以上 1,000,000円以下	8年
1,000,001円以上 1,500,000円以下	10年
1,500,001円以上	12年

※返還開始後、経済状況等に変化があった場合は、返還額及び返還期間の変更が認められることがあります。（教育委員会へ相談してください）

※死亡または疾病、災害等やむを得ない事情により返還が困難と認められる場合は、減額または免除を受けることができます。

次に借りる方のために…

十日町市の奨学金は貸与型のみです。

返還が遅れたり、滞ったりすると、次の方へ貸付けができなくなります。

また、本人（奨学生）の返還が滞り、督促にも応じない場合は、2名の連帯保証人から返還していただきます。連帯保証人は返還請求を拒めません。

計画的に申込みをするとともに、期日までに必ず返還しましょう。

【奨学生収入基準】

貸与額算定基準額

(住民税の課税標準額) × 6 % — 特別控除額

< 1.5

189, 400円

※採用にあたり、収入基準に該当するか審査を行います。

貸与額算定基準額

貸与額算定基準額は、令和6年中（1月～12月）の収入に基づく令和7年度住民税情報により、次の計算式のとおり算出します（100円未満は切り捨て）

貸与額算定基準額 = (住民税の課税標準額) × 6 % — 特別控除額

※生計維持者である保護者等の課税標準額を合計して基準額を算出します。

※保護者等とは、原則は父母、父母のどちらもいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（祖父母等）をいいます。

<特別控除額>

1	多子控除	生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき、40,000円を控除します。
2	ひとり親控除	ひとり親世帯に該当する場合に、40,000円を控除します。
3	私立自宅外控除	願書提出時点で、私立の専修学校または大学（短大を含む）に既に在籍している方で、自宅外通学をしている場合に、22,000円を控除します。